

令和2年(2020年)4月27日
危機管理防災局 危機管理・防災課

第11回湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

■趣旨・目的

湖南省の新型コロナウイルス感染症対策として、次の事項について、実施することを決定しました。

■内容

- ・湖南省国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給について
国の緊急対応策に基づき、国民健康保険の被保険者等に対し傷病手当金を支給することとします。
- ・湖南省立小中学校の休校延長について
5月7日(木)以後の市内小中学校休業を5月31日(日)まで延長します。今回から弁当持参となります。
- ・一般家庭の水道料金を無料化について
市民生活に多大な影響をもたらしていることから感染拡大防止のため6月から9月までの4か月間、一般家庭の水道料金を無料とします。
- ・湖南省コミュニティバス運行の一部変更について
県立学校等の休業措置を受けて、利用者の減少からコミュニティバスの運行を一部減便します。
- ・新型コロナウイルス感染症対策総局の設置について
市民の安心安全の確保および市民生活への影響を最小限に抑えるため、市内職員が連携して取り組むよう横断的組織「新型コロナウイルス感染症対策総局」を立ち上げます。

■その他

- ・湖南省新型コロナウイルス感染症対策基本的対応方針(第4版)発出
- ・市の事業・イベント等の自粛期間を5月31日(日)まで延長
- ・市内施設(東庁舎、西庁舎、診療所、保育所、保健センター等)の入り口に消毒マットを設置

■問い合わせ

担当課名：危機管理・防災課

担当者名：植西

(直通) 0748 - 71 - 2311

(FAX) 0748 - 72 - 2000

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

令和2年(2020年) 4月 27日
健康福祉部 保健年金課

【新型コロナウイルス感染症対策】

国民健康保険の被保険者等への傷病手当金を支給します

(議会議決後)

■趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策に基づき、湖南省国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給することとします。また、後期高齢者医療被保険者からの傷病手当金の支給にかかる申請書の提出受付を行うこととします。

■内容

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の症状があり感染の恐れがある人が、勤務を予定していた日に仕事を休まざるを得ず、給与等の支払いを受けられなかった場合に、傷病手当金を支給します。

支給できる期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間です。

支給額については、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額(平均日額)の3分の2に、休んだ(勤務を予定していた)日数を掛けて得た金額です。

この傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から9月30日までです。

また、後期高齢者医療の被保険者の方については、滋賀県後期高齢者医療広域連合への傷病手当金の支給にかかる申請書の提出受付を市で行います。

詳しくは、問い合わせ先までお尋ねください。

なお、本案件については、5月1日に招集している市議会臨時会へ提案予定です。

■問い合わせ

担当課名：保険年金課

担当者名：黄之瀬、

(直通) 0748 - 71 - 2324

17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748 - -

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467



令和2年(2020年) 4月 27日
教育部学校教育課

【新型コロナウイルス感染症対策】

湖南省立小中学校の休校期間延長について

休校期間を5月7日(木)から5月31日(日)まで延長します。

小学校での児童の預かりは実施します。

今回は、預かりを希望する保護者から「預かりを申し出る理由書」を提出していただき、状況を確認します。預かりの際には、弁当を持って来てもらいます。

■問い合わせ

担当課名：学校教育課

担当者名：課長：松浦加代子 参事：野口高志

(直通) 0748 - 77-7011

17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748 - 77 -4101



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

令和2年(2020年)4月27日
上下水道事業所 上下水道課

【新型コロナウイルス感染症対策】 一般家庭の水道料金を無料にします

■趣旨・目的

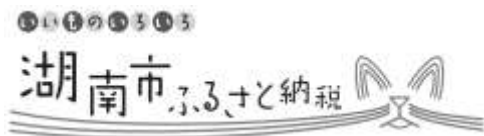
新型コロナウイルス感染症が市民生活に多大な影響をもたらしていることから、一般家庭の水道料金を無料とします。

■内容

新型コロナウイルス感染症対策で自宅での外出自粛が続く中、生活困窮世帯への支援や、家庭における手洗いの徹底による水の使用量の増加等を受け、その対策として6月の検針から9月の検針までの4か月間、一般家庭の水道料金を無料とします。

■問い合わせ

担当課名： 上下水道課
担当者名： 青木・川口
(直通) 0748 - 71 - 2351
17時15分以降は、0748-72-1290
(FAX) 0748 - 72 - 2332



〒520-3288
滋賀県湖南省中央一丁目1番地
湖南省役所 秘書広報課
TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

令和2年(2020年)4月27日
総務部 生活環境課

【新型コロナウイルス感染症対策】 湖南省コミュニティバスの運行の一部変更について

■湖南省コミュニティバスの運行の一部を変更します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校等の休業措置や外出自粛要請を受けて、利用者の減少から市民生活に大きな支障のない範囲で、湖南省コミュニティバスの運行を一部変更します。

■対象路線

平日ダイヤを休日ダイヤに変更する路線は、下田線（石部駅ルート）です。

平日ダイヤを減便する路線は、下田線（三雲駅ルート、甲西駅ルート）、石部循環線です。

■日時

実施期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)までとします。

■問い合わせ

担当課名 : 生活環境課

担当者名 : 谷口・松下

(直通) 0748 -71 -2325

(FAX) 0748 -72 -2201

※17時15分以降は、0748-72-1290



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

新型コロナウイルス感染症対策総局 を立ち上げます

■趣旨・目的
新型コロナウイルス感染症のまん延拡大を防止し、市民の安全安心の確保および市民生活への影響を最小限に抑えるため、庁内組織が一丸となって、「新型コロナウイルス感染症対策基本的対応方針」に基づく迅速かつ円滑に取り組みを実行していくために組織を立ち上げます。

■内容
令和2年4月27日に対策本部会議において、「新型コロナウイルス感染症対策基本的対応方針（第4版）」を発出しました。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底と同時に、これからスタートする特別定額給付金の給付など、市民への健康、生活、就労支援施策が必要となってきます。
従来の各課ごとでの対応では困難な状況になってきたことから、今後の対応を迅速かつ円滑に行えるようにするため、分担された班によって所掌事務を明確化し、各政策等について責任をもって庁内の連携・調整を図るため、全庁横断組織として新たに新型コロナウイルス感染症対策総局を立ち上げ、対策支援本部で決定された基本対応方針に基づき6つの対策チーム（総合企画班、危機管理班、まん延防止・医療班、市民生活班、地域経済班、特別定額給付金班）により事業の調整、推進を行っていくこととしました。
また、特別定額給付金の支給を進めるため特別定額給付金室を設置します。

■問い合わせ

担当課名：人事課
担当者名：奥村良道
(直通) 0748 -71 -2312
(FAX) 0748 -72 -1146

「新型コロナウイルス感染症対策総局」の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出され、本市においても同法第 34 条第 1 項に規定により湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した。4月 16 日には、滋賀県が緊急事態措置の区域に指定されたことから、本市も特定市町村とされた。

対策本部では、感染拡大防止、市民生活と市内経済の安定のため「湖南省新型コロナウイルス感染症基本的対応方針」（以下「基本的対応方針」という。）を決定し、様々な施策を実施してきたところである。

また、緊急事態宣言が全国に発出され、今後においては感染の拡大防止の徹底と同時に、特別定額給付金の給付が開始されるなど、市民への健康、生活、就労支援が求められている。

こうした中、国等の各種施策や市の独自施策等を、市民や事業所等に対して迅速で実効あるものとして円滑に推進するため、基本的対処方針に基づく対策組織を編成し、各部署が連携し、市が一丸となって各種対策の取り組みを進めるため「新型コロナウイルス感染症対策総局」を設置する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長 谷 畑 英 吾

新型コロナウイルス感染症対策総局の概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延拡大を防止し、市民の安全安心の確保および市民生活への影響を最小限に抑えるため、庁内組織が連携し、新型コロナウイルス感染症対策基本的対応方針に基づく迅速かつ円滑に取り組むことを目的とする。

2. 対策総局の組織構成

総局

○総局は、各対策班の事務を掌握・総括し、各班の連携と調整を行うものとする。

総合企画班

○総合企画班は、新型コロナウイルス感染症対策における各部局の施策の情報・内容・予算の取りまとめを行い、庁内の総合調整を行うものとする

危機管理班

○危機管理班は、対策本部を運営し、市内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進を図るものとする。

まん延防止・医療班

○まん延防止・医療班は、市内における新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を講じるとともに、市内医療施設における円滑な医療提供体制の確保を図るものとする。

市民生活班

○市民生活班は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する市民生活の安定、人権の保護、教育の確保等の対策を図るものとする。

地域経済班

○地域経済班は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する市内経済および雇用等における支援対策を図るものとする。

特別定額給付金班（総務部内に特別定額給付金室を設置）

○特別定額給付金班は、市民に対する特別定額給付金の給付体制を確立し、迅速な支給を行うものとする。

また、総務部内に特別定額給付金室を設置しました。